



LEGAL UPDATE

2021年6月

未取得年次有給休暇の買取りに関する税務局および労働同盟のオフィシャルレター

旧労働法第 10/2012/QH13 号（「旧労働法」）が現行労働法第 45/2019/QH14 号（「現行労働法」）により改正され、現行労働法は 2021 年 1 月 1 日から施行されているが、労働者の未取得年次有給休暇の買取りに関する規制について、重要な改正点がある。当該規制の運用に関して、ハノイ市税務局は同年 2 月 9 日にオフィシャルレター第 5169/CTHN-TTHT 号（ハノイ市税務局レター）を、ホーチミン市労働同盟は同年 5 月 20 日にオフィシャルレター第 344/LDLD-TC 号（ホーチミン市労組レター）を發布した。以下はこれらのオフィシャルレターの内容を紹介する。

1. 未取得年次有給休暇の買取りに関する現行労働法の改正点

旧労働法では、労働者が退職、失職「その他の理由」により、年次有給休暇を取得していない場合、未取得年次有給休暇は賃金による支払いを受けられる¹と規定されていた。「その他の理由」にどのような場合が含まれるかは明確な施行細則規定や解釈はなかったものの、旧労働法の下では、年度末までに年次有給休暇日数を取得していない場合、未取得分については賃金による支払いで買い取ることも可能と理解されていた。

これに対し、現行労働法では、上記の「その他の理由」の未取得年次有給休暇の買取りに関する規定が削除された結果、労働者が使用者から未取得年次有給休暇の支払いを受けられるのは、法令上は、「退職、失職」による場合のみと規定された²。これにより、年度末の未取得年次有給休暇の買取りは行えなくなったと解される可能性が生じた。

2. ハノイ市税務局レターの内容

未取得年次有給休暇の買取金額の損金算入に関する企業からの問い合わせに対し、ハノイ市税務局は、有給休暇における時間外勤務の賃金に関する現行労働法の規定、年次有給休暇の買取りに関する現行労働法の規定および税法の損金算入に関する規定を根拠とし、企業による労働者の未取得年次有給休暇の支払いが、現行労働法の規定に適合し、かつ税法上の要件を満たせば、損金算入が認められると回答した。

すなわち、現行労働法上規定のない、年度末の未取得年次有給休暇の買取りの場合、たとえ労働契約や集団労働協約等で具体的に規定されていたとしても、現行労働法の規定に適合しないため、損金算入は認められないと解される可能性がある。

3. ホーチミン市労組レターの内容

ホーチミン市労働同盟は、下級労働組合に対し、未取得年次有給休暇の買取りは、現行労働法の規定に従った場合にのみ、行うことができるとの見解を示し、現行労働法の遵守を指示した。

¹ 旧労働法第 114 条 1 項

² 現行労働法第 113 条 3 項

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.



すなわち、ホーチミン市労働同盟も、「退職、失職」の場合に限り未取得年次有給休暇の買取りを認め、年度末の未取得年次有給休暇の買取りを認めない方針と解している可能性がある。

なお、これらの見解の背景には、使用者は各労働者の年次有給休暇を全部取得させるよう、最大限努力する立場にあり、安易に金銭により解決すべきではないという、年次有給休暇制度に対する基本的な認識があるものと推測される。

年度末の未取得年次有給休暇の買取り制度を導入している会社にとって、大きな影響を与える問題であるため、今後の実務上の取扱いを注視する必要がある。

ご質問は下記まで：

[ホーチミンオフィス]

岡田英之 Hideyuki Okada / 小林 亮 Ryo Kobayashi / Nguyen Thi Hong Phuc / Le Thi Bich Tram

Tel: +84-28-6299-0666

Email: hochiminh@tmi.gr.jp

[ハノイオフィス]

岡田英之 Hideyuki Okada / 小幡葉子 Yoko Obata / Le Phuong Lan / Nguyen Le Tram / Nguyen Thu Huyen

Tel: +84-24-3826-3826

Email: hanoi@tmi.gr.jp

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.